平成２７年（フ）第７１２８号
東京都練馬区西大泉４丁目13―７―203
破産者　中井シリラこと　ナカイシリラ
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１４２号
東京都品川区西大井５丁目５―８―207
破産者　鈴木　　勝
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１７８号
東京都町田市本町田333―１　フローラル町田Ⅱ　102
破産者　竹田　正明
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１７９号
東京都町田市本町田333―１　フローラル町田Ⅱ　102
破産者　竹田　由美
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８５号
千葉県千葉市稲毛区長沼町250―26
破産者　矢島　信也
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８６号
千葉県千葉市稲毛区長沼町250―26
破産者　矢島智恵子
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋355番地の４
破産者　有限会社開光建設
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０３０号
横浜市戸塚区矢部町321番地
破産者　有限会社エヌエックスワン
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１号
金沢市神田２丁目８番21号
破産者　日本システム産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
静岡県御前崎市池新田4174番地の２、Ｂ101
破産者　株式会社日本クリエイト
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４３号
長野県松本市大手２丁目２番10号
破産者　株式会社ノセ
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４５号
静岡県沼津市志下783番地
破産者　有限会社カネフジ遠藤水産
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
滋賀県長浜市八幡中山町22番地２
破産者　有限会社ろばた武士
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
滋賀県長浜市八幡中山町10番地
破産者　株式会社サムライフーズジャパン
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
千葉市中央区宮崎１丁目１番１号　ビバーチェ宮崎Ｃ―226号
破産者　小松　志朗
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８号
千葉県市原市馬立2044番地
破産者　鳥羽　拓哉
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２９号
千葉県習志野市谷津５丁目25番14号
破産者　廣瀬　良男
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５８号
千葉市中央区都町1289番地７
破産者　有限会社南総印刷
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５９号
千葉市稲毛区園生町348番地37　レピュートＭＫ203号
破産者　永井　和美
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１０号
千葉県船橋市高根台３丁目６番３号
破産者　玉村　雄基
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８２号
山梨県韮崎市旭町上條中割1860番地
破産者　有限会社山梨丸和運輸
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
山梨県笛吹市石和町川中島1607番地271
破産者　株式会社ホテル中村屋
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
東京都東村山市青葉町２丁目14番地27
破産者　渡邊　　剛
1　決定年月日　平成27年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部